

清代充軍の「流刑化」と内地軍流犯の過剰問題

キム・ハンバク

はじめに

第一章 充軍の「流刑化」

第一節 明代充軍の立法意圖

第二節 清代充軍の變質 —— 配所・差役

第三節 清代充軍の變質 —— 僉妻・贖罪

第四節 配流刑の上下問題

第二章 内地軍流犯の過剰問題

第一節 軍流犯の過剰と管理の困難

第二節 道里表の構造的限界

第三節 赦免を通じての過剰解消の努力

おわりに

はじめに

589

流刑・充軍・發遣を主とする清代の配流刑は、死刑より一等下位の重刑として機能していた。逆にいえば、生刑のうちでは最高刑にあたる重要性を持つ。これがある程度の重量感を持つて效率的に機能しなければ、死刑と生刑との差が大きくなり量刑のバランスを害するのはもちろん、該當犯罪の豫防という前近代中國の刑罰の主たる目的を満たさなくなる。

そのため前近代中國では死刑より一等下位の重刑の適切さをめぐる論議が活潑であり、明清時期において死刑より一等下位の重刑として配流刑が定着したことは、このような歴史的背景と併せて考えなければならぬ。

清代に至るまでの死刑より一等下位の重刑の流れを辿ってみると、漢代までは罪人の身體の一部分を永久的に毀損し、逃げられないようにした後、強制労働に處する肉刑が執行された。漢文帝の時に肉刑が廢止され、それ以後は身體を毀損せずに強制労働に處する耐刑と、罪人を邊境に移住させる徙遷がその位置を占めるようになった。^①耐刑と徙遷は唐代に五刑が定立された際、それぞれ徒刑と流刑のかたちであらわれた。特に流刑は、五刑の刑法體系の中で死刑より一等下位の刑罰として使われ、唐律の影響が強かった明代や清代の刑法においても、流刑を初めとする配流刑の位相は揺るがなかった。長い目で見ると、死刑より一等下位の刑罰は肉刑→強制労働刑→配流刑の順番に變わってきたと言える。

清代の配流刑に關する従來の研究は、法制史と邊境研究との二つの方向から行われてきた。法制史側の研究は主に清代配流刑の性格と執行過程に注目し、清代配流刑の内で充軍・發遣などの各刑罰の實體を考證した點で評價すべきである。^②他方、清朝の邊境地方についての研究は、邊境社會や屯田の推移を説明する中で配流刑を理解しようとして、邊境政策及び邊境に送られた配流犯の役割、邊境配流地の變化などを考察し、清代史への理解を深めている。

しかしながら、これらの先行研究には缺如したところがある。法制史側の研究は、配流刑と政治や社會との關係を十分説明していない。特に、充軍についての研究では充軍と流刑が同等になった現象には言及するものの、その影響や意義を明確にしていない。一方、邊境研究の側では、邊境に罪人を送る「發遣」以外の配流刑はあまり注目されなかった。その結果、内地の配所及び内地配流犯の問題に關する研究は十分とは言えない。

内地の配所へ罪人を送る充軍と流刑が死刑より一等下位の重刑として廣く使われたため、充軍と流刑に處され内地に移された軍流犯たちの管理は、清朝にとって司法上の問題であるだけでなく、配所の治安とも關聯する重要な課題であった。筆者は以前、内地軍流犯を管理するために清朝が採擇した一策が、新疆へ罪人を送ることであったと論じたことがある。^④

では、内地軍流犯の管理問題が清代に入り浮上した原因はどこにあり、具體的にいかなる様相を帯びたのであろうか。本稿では明代の理想から變質した清代の充軍、そこから生じた内地軍流犯の實態——特に軍流犯の過剰收容——を明らかにし、その過程に見られる清朝の立法精神や現實への對處と、それに傳統刑法體系が與えた影響を探ってみたい。

第一章 充軍の「流刑化」

第一節 明代充軍の立法意圖

充軍は罪人を軍役として充員する刑罰であり、清代には配所の距離・状況に基づく五等級に整理されていた。^⑤沈家本によると、秦漢時期から充軍は特別な刑罰として存在し、魏晉時期には通常の刑罰として機能し始め、宋代に至って流刑と完全に分離され獨立した刑罰になった。^⑥そして、明代に入って制度的に定着し、明清時期の法制内で大きな比重を占めるようになった。

明代の充軍は軍戸制に基づいて整備された刑罰であった。軍戸制は軍籍と民籍を分離し、軍籍の場合、屯田を通じての軍隊の自給自足、軍役の安定した充員を目標とした。しかし軍戸の役は民戸の役より重いと思われ、明初から既に離脱が憂慮された。^⑦洪武三十年に頒布された『大明律』には、二八箇條で充軍の處罰が確認される。そのうち多數を占めるのが軍人の違法に對する處罰としての充軍であり、それ以外にも、軍の役割や充軍の執行に關わる條目が多い。^⑧充軍の條目を見ると、軍戸の流失補填と、軍人の處罰が充軍の大きな目的であることが分かる。前者の例として、逃亡した軍人を隠した者や軍人を殺した者を充軍する場合があった。後者の例としては、軍人の業務不履行や、兵器の私賣・賄賂の收受などの違法行為があった。そして軍人が一定額以上の財貨・物資を竊盜した場合のように、「軍官軍人犯罪免徒流」の律に據り、犯した徒罪や流罪が充軍に換刑される場合もあった。

軍人の徒罪・流罪に對する換刑として充軍が執行されたのは、軍戸維持の意圖を反映している。軍人が徒刑となれば當該期間軍役が足りなくなる。流刑は罪人を配所に送り民籍として編成する刑罰で、軍人が流刑となれば軍戸に缺員が生じる。故に徒刑や流刑の代わりに充軍を執行して、處罰と軍戸維持の目的とを同時に果そうとしたのである。他方、軍人の立場から見ると、充軍は他の衛所への轉屬に他ならなかった。「軍官軍人犯罪免徒流」の律の「免」という文字が示すように、徒刑や流刑を免れることは一種の特恵ともいえる。⁹⁾ただし、罪が重い場合には充軍の配所を邊衛として明示し配流の懲罰要素を加えたのである。

明代後期に入り、軍とは無關係の犯罪行爲に對しても充軍がより廣く適用されるようになったことは、萬曆十三年（一五八五）の『問刑條例』と同時に公布された「附眞犯罪充軍爲民例」から確認できる。これは萬曆『問刑條例』に收められている條例を、處罰する刑名によって分類したものである。そのうち、充軍の罪目下の條目を各律別に集計してみると、充軍の量的な増加（全體で二四九條で洪武の九倍）と相俟って内容の變化が窺われる。『大明律』の段階では、大部分の充軍罪が軍人關聯の條目であつたため、兵律に屬する充軍の比重（二八條中十六條）が大きかった。しかし、萬曆年間になると、刑律（八七條）の占める比重が最も大きくなって兵律（五五條）を上回り、充軍が軍と無關係の罪にも廣く活用されるようになったことが分かる。¹⁰⁾

このような流れは、明代には流刑が殆ど執行されなかつたことと關係がある。その原因の一つは、廣範圍の贖罪が行われたからである。嘉靖・萬曆の問刑條例にも繼承され事實上定例化した弘治『問刑條例』の贖罪關聯の條例を見ると、眞犯死罪と充軍を除いた笞杖徒流及び雜犯死罪が贖罪の對象とされている。贖物が納付できず「無力」に判定された人や革職された官人の場合も、徒流罪は有期工役を通じて處罰した。ここで充軍は贖罪の對象としていないが、滋賀秀三はこれに關して、充軍が死罪を贖する措置として生じた沿革を持つためと推定した。しかし、一般の罪への擴大傾向を考慮すると、明代の充軍は、流刑が實刑として強い懲罰効果を持たない現實と併せて、實罰としての意義を持つようになったと考

えてもよいであろう。明代中期以後、新しく充軍となった罪目の大多数は、元來徒流に當たる罪であり、充軍に量刑が變更されなければ、贖罪となるはずのものであった。

以上のように、明代中期以降の充軍には二つの目的があったと考えられる。まず、死刑より一等下位の重刑として重犯罪を抑制しようとする——現代刑法の觀點からすると一般豫防に相當する——目的である。この點において、充軍は流刑とは異なる實刑としての役割を持っていた。加えて、罪人の改善をも念頭に置いていたと考えられる。もう一つは、軍籍外の罪人を軍戸に編入して使役する目的である。

第二節 清代充軍の變質 —— 配所・差役

乾隆五年『大清律例』の卷四〇～四七「總類」には、二三四項目の量刑や執行規定が存在する。¹³ そのうち配流刑の關聯規定は四八四項目で全體の二〇%程度を占めている。詳細にみると、流刑關聯が二〇八、充軍關聯が二二八、發遣關聯が二八、その他に口外爲民・遷徙・煙瘴爲民などの關聯規定が二〇項目である。ここから口外爲民・煙瘴爲民が残っていたことと、發遣はまだ配流刑の中で少數を占めるに過ぎなかつたことが分かる。充軍が法制で大きい比重を占めていたのは、明代刑法體系の延長上にあつたからである。

しかし清代には、刑罰の内容が大きく變質した。沈家本は清代の充軍の明代との相違點を四點あげた。¹⁴ ①明代の充軍は罪人を全て衛所へ送つたが、清代には衛所がなくなり、軍犯も流犯と同じく歸屬すべきところがなかつた。¹⁵ ②明代には軍人が徒刑や流刑を免れ充軍とされたが、清代には軍人もまた一般人と等しく徒刑や流刑を受けた。③清代には軍人と一般人の處罰を區分しなかつた（明代には、犯行主體が軍人か一般人かによる相違が條例内に明示されていた）。④清代には「五軍」の體系がつくられ、「充軍地方」の律を『大清律例』に追加した。¹⁶

④を除外すると、他は兩代の兵制の違いに基づくものと言える。清代の兵制の根幹である八旗と綠營は明初の軍戸制と

本質的に異なっていた。旗人の場合は戦鬪力の喪失を憂慮して、徒罪・流罪・充軍を犯しても、當該刑罰の代わりに枷號（重さ二十五斤・長さ二尺五寸の枷をかける刑罰）として處罰した¹⁷。他にも旗人は特定の條件での死刑の免除、刑事事件の發生時には旗内で審理するなどの司法上の特權を享受した¹⁸。一方、綠營兵は明代の中盤以後、募集した兵士を編成したのにはじまるが、清代にも相變わらず募兵を通じて維持されたので、軍戸のように構成員の離脱が致命的ではなかった。したがって、罪を犯した綠營兵を取って軍人として留めて置く必要性が相對的に低かったのである¹⁹。

四つの相違點のうち、充軍の變質、そして配流刑の推移に最も大きく影響したのは、軍犯の歸屬すべき場所である衛所がなくなったことである。しかし雍正年間以前には、まだ軍犯が衛所に送られ使役されていた。康熙五十四年（一七二五）に刊行された『大清律輯註』²¹は流刑と充軍に對して以下のように註釋している。

流罪の上位は死罪だが、充軍の一法は後世に生じた例である。罪情が重く、流刑にすると罪に對して不十分である。また死刑にするのも適切ではないので、故に今は充軍とする。流刑は（罪人を）遠方の地の民とし終身歸還させないだけだが、充軍は衛所に入れ差役に當て、さらに「永遠充軍」「極邊充軍」「煙瘴充軍」がある。條例に多く見られ、律の内にも所々有るが、五刑の列にはない。²²

『大清律輯註』が刊行された當時、充軍は相變わらず死刑より一等下位の重刑としての存在感を保っていた。充軍の懲罰要素は、主に罪人を衛所に編入し差役することにあつた。しかし雍正年間に衛所の縮小が進行する。まず屯丁を持たず自給自足の機能を完全に失つた衛所、次に漕運と關係しない衛所が撤廢され州縣に改併された²³。その結果殆どの衛所が撤廢された雍正四年（一七二六）には、改併先の州縣官が軍犯を管理するようになった²⁴。送られた軍犯の管理については、雍正九年に六十歳を超え自ら生計を立てられない軍犯は養濟院に入れて食糧を支給し、若くて力のある軍犯は自立させるようにする規定ができた²⁵。

この動きは衛所在籍者を対象とする「軍籍有犯」の律にも反映された。雍正三年の律文と乾隆五年（一七四〇）の律文

を比べると、「差役する」という言葉が削除されている。これに關して『大清律例根原』は、「今は軍籍と民籍の差がなく、別に差役がないため削除すべし」と解説する。²⁶⁾充軍はもはや差役のない刑罰になったのである。

乾隆七年には、全ての軍犯は州縣に送られるようになった。この變化を導いた漕運總督の常安 (Camgan) の奏摺から、その理由が推察できる。

臣が查べたところ、各省の充軍人犯が送られ巡撫衙門や按察司に至ると、(巡撫衙門や按察司は)即ちに各衛に送って查收させるようにしております。衛の守備は各伍の旗丁を集め抽籤し、當つた旗丁に(軍犯を)管理させます。收管したという書類を提出した後は軍犯の衣食をまかさないです。わずかでも(軍犯の)意に沿わず、逃亡することになれば、監督の旗丁は管理を疎かにした罪を免れ難い状況です。初めに期限を決め追捕させ、次には審に送り量刑するので、家財を使い盡くしてしまい、その辛苦は果てがありません。臣の着任後、江南衛と揚州衛の旗丁から紛紛と不服を申し立ててきました。…(中略)…現運の旗丁は、自身漕運の差役を當てられている以上、どうして他の事にまで責任を負わせられましょうか。²⁷⁾

ここから、州縣で軍犯を管理するようになった原因が、衛所の旗丁の負擔であつたことが分かる。彼らが軍犯の管理によつて窮乏に追い込まれたのは、軍犯が勞働力ではなく管理の對象に過ぎなくなつたからである。軍犯は自ら生計を立てる必要があつたため、²⁸⁾配所から離れられないことを除けば、ある程度自由が保障された。しかし、それは同時に逃亡の可能性も更に高まることを意味する。軍犯を衛所での勞働力とした明代に比し、清代の管理負擔が大きかつたはずである。

軍犯を配所に留めることは充軍という懲罰の實質と關わつていたので、清朝は軍犯が逃亡すると、管理官に厳しく責任を問うた。軍犯が單身で逃げた場合、その擔當官を「罰俸六個月」、兼轄官を「罰俸三個月」に處した。一年以内に捕まえられなかつた場合は、罪をより重くし、それぞれ「罰俸一年」と「罰俸六個月」に處した。そして、軍犯が妻と共に配所を脱出すれば、「罰俸一年」と「罰俸六個月」に處した。²⁹⁾こうした懲戒が彼等の下で働く旗丁にも壓力となつていたこ

とは自明であろう。

清代の衛所の役割は漕運に局限され、軍犯もはや使役しなくなった。⁽³⁰⁾ その結果、充軍はただ罪人を遠い場所に送り歸らせない刑罰になり、事實上流刑と同様になった。そして、衛所が廢止されたため、州縣が軍犯の管理という新しい課題を擔わざるを得なかったのである。

第三節 清代充軍の變質 —— 僉妻・贖罪

充軍の變質により、その使役の目的が消滅しただけではなく、明代充軍の持つ死刑より一等下位の重刑としての性質も弱まっていた。充軍の持つ特殊性の消滅を端的にあらわすものとして、僉妻と贖罪規定の變化が挙げられよう。

僉妻とは軍犯の妻を配所に同行させることを意味する。明代の充軍には僉妻が附加され、場合によっては、罪人の一族が代々軍戸として服務する「永遠充軍」が執行された。しかし、清朝では乾隆年間に僉妻の規定が廢止されていく。乾隆四年には、強盜したが減等された場合や罪情が重大な場合を除き、妻を家に留めて父母に侍奉させることを願う者には僉妻を免除し、乾隆九年からは充軍や流刑に減刑された者のうち罪人が僉妻を望まない場合にも、僉妻が免除された。⁽³¹⁾ 乾隆二十四年以後は、連座した場合以外の軍流遣犯であれば、全て僉妻が廢止された。⁽³²⁾ 明初の「永遠充軍」と比べれば、この變化はかなり著しいと言えよう。

充軍に對して部分的に贖罪が許されたことも清代に至って生じた變化であった。明代には雜犯死罪以下の大部分の刑種を贖罪の対象にしたが、充軍は例外であり、贖罪できない罪という特殊性も持っていた。しかし、康熙十九年（一六八〇）以降は、贖罪が許される場合があった。

革職・處分を受けた官員、および各項の人犯で都の城樓・官衙・倉庫・牌樓を修理することで贖罪を願う者があれば、十惡などの實犯死罪・奸細・光棍・誣告・叛逆・放火等の罪で贖を認めない場合を除く外、その他の斬・絞の重罪お

よび充軍・流罪・遷徙の人犯は（刑部や督撫が）皆工部に呈文し、罪狀の輕重が例と符合するか調べ具題する。（工部は）期限を定め修理させ、終われば罪を免ずる。³⁴⁾

これを見ると、特定の罪ではない限り充軍も工役を通じて贖罪できたことが分かる。しかし、明代とは異なり、清朝は徒刑以上の罪に關して、例に規定されている場合に限って贖罪を許す方針を守り抜いた。明代には充軍と實犯死罪を除く殆どの場合に贖罪が認められたのに對し、清代には犯罪狀況によつて贖罪の可否を例に明示して贖罪自體を嚴重に行う一方で、充軍も贖罪の範圍に入れたのである。

また、贖罪が原則上認められていない特定の重犯罪による充軍であっても、贖罪できる方法が施された。清代には律に規定された三つの贖罪方法³⁵⁾以外に捐贖という制度があり、贖罪を許さないケースでも督撫が情狀を酌量して贖罪を奏請できた。³⁷⁾ 納贖を許さない罪目も對象だったので、高額の贖銀を必要としたが、督撫の判斷で贖罪できる可能性があった。

このような變化は充軍の性格を大きく變えた。明代の充軍は、實刑であつた點、忌避される軍役に從事させた點、永遠充軍の場合自分だけではなく家族も送られた點などにおいて流刑と區別されるが、清代には以上の要素が除去されたのである。

充軍の變質は實務上でも確認できる。もとより充軍には兵部の役割が大きい。京師に籍のある罪人の配所を兵部が決めただけでなく、地方の罪人も巡撫が配所を決めた後兵部に報告しなければならなかつた。³⁸⁾ 乾隆二十四年（一七五九）、署理北城巡城御史の范弘實は、充軍の執行の複雑な手續きの簡素化を上奏した。彼によると、京師の軍犯は刑部が罪を決定した後、兵部に送られ登録することになつていたが、配所に送る日まで當該軍犯を收監する場所として刑部の南所や北所、五城の司坊が利用された。そして、軍犯は兵部に押送されてその指揮下に配所に送られた。つまり、刑部↓兵部↓刑部の兩所（あるいは五城の司坊）↓兵部という複雑な手續きが要求された。范弘實は刑の確定直後に罪人を兵部に送り登録することを省略し、收監場所を刑部の兩所に統一すれば、煩雜さが減る上、吏役による弊害も一掃できると上奏した。³⁹⁾

これは充軍という刑罰が本質を失いつつあることを示している。軍犯を刑部や五城の司坊に收監するのは兵部に適切な收監施設がなかったからだが、范弘賓の上奏以降、兵部が軍犯を登録する手続きが消滅し、兵部の役割は軍犯を配所へ送る實務のみに限定された。充軍の本来の意義を考えると本末が転倒したことになる。

第四節 配流刑の上下問題

前述した變化は、充軍が流刑との區別を失ったものであり、充軍の「流刑化」と稱したい。十八世紀にはこの動きが迅速に進行した。そして、これは清代の配流刑全體の構圖と關聯法案にも影響をもたらした。

まず、刑罰の上下關係が錯綜するようになった。もともと充軍は流刑より重刑として規定されていた。「應議者犯罪」の條例をみると、流罪を二回犯した場合は徒罪と充軍を一回ずつ、充軍を二回犯した場合は流罪を三回犯した場合と同じく扱われている。⁽⁴⁰⁾ また、「犯罪免發遣」は、旗人に限って流刑及び充軍を枷號に換刑して罰するものだが、流刑の三等級は五〇日から六〇日、充軍の五等級は七〇日から九〇日に換算される。特に注目すべきは、充軍のうち最も軽い「附近充軍」——二千里距離の配所に送る充軍——の換算が七〇日で、流刑で一番重い「流三千里」(六〇日)より多いことである。⁽⁴¹⁾

しかし充軍の「流刑化」の進行につれ、二千里に送る「附近充軍」や二千五百里に送る「邊衛充軍」が、三千里に送る「流三千里」に比べて、實質的には軽い處分になってしまった。沈家本も、充軍は流刑より名目上は重いが、事實上は軽いと指摘し、薛允升も、四千里に送る「極邊充軍」以外の充軍は削除すべしと主張した。⁽⁴²⁾ このような矛盾は量刑の基準である刑罰間の上下關係にズレが生じたことを意味しており、見過ごせる問題ではなかった。にもかかわらず、乾隆三十三年に取られた措置はきわめて便宜的であった。

流犯が逃げれば、軍犯が逃げた場合の例に照らして順次(配所に)改めて送る。「流三千里」であった者は「附近充

軍」として發し、「免死減等」された流犯は「邊衛充軍」に改めて送る。この時になって、廣西按察使の圖桑阿（Tusangga）が奏して、「『附近充軍』は距離を計れば二千里、『邊衛充軍』は二千五百里に過ぎません。『流三千里』の罪人に對して、逃亡したために加等して充軍とすると、距離が近くなり、重く罰しようとしたのにかえて軽くなってしまう」と述べた。ついで刑部の議論を経て、凡そこれら逃亡した流犯で「附近充軍」および「邊衛充軍」に改めて送るべき者は、皆現在配置された地方から距離を計って配所に送る。もし現在配置された地方から送るべき場所が原籍地と近く、邊境に位置するために改送できる別の場所がなければ、（昔と同じく）その原籍地から改めて送っても良い。もし原籍地から改めて送る場所がもとの配所より近ければ、捕らえられた地方を基準として改めて送り、皆それぞれの條例に照らして枷號・鞭責する⁽⁴⁾。

清代の刑法は流犯が逃げれば加等して充軍に處したが、充軍に差役という懲罰要素がなくなったため、以前配流された場所より加等した充軍の配所が原籍地から近くなるのが問題になった。しかし、刑部はこの解決のために量刑の調整や充軍の懲罰要素の強化を施さず、原籍地ではなく現在の配所を基準として新しい配所を決めることにした。充軍が流刑と變わらなくなったことを認めつつ、大枠を修正せずに法秩序を維持するのが清朝の方式であったのである。

清朝の方式は巨視的にも確認できる。次頁表は、乾隆五年に充軍に處した項目數と道光六年に充軍に處した項目數とを對照したものである。

充軍のうち三千里以上の距離へ罪人を送る「邊遠充軍」「極邊充軍」「煙瘴充軍」の項目が他と比べて大幅に増加していることは、乾隆年間以後、流刑と區別される充軍の懲罰要素として配流距離が強調されたことを暗示する。清の立法者たちは充軍と流刑の上下關係のズレを解決するため、流刑の最高刑「流三千里」より強い配流の性質を持った等級の充軍を積極的に活用したのである。乾隆年間以後新しく條例に編成された充軍の大部分が三千里以上へ配流するものであった點は、充軍の「流刑化」に清朝が臨機應變に對應したことを示す。

【表】 乾隆五年と道光六年の充軍の項目数の比較

		乾隆五年「大清律例」〔總類〕						
項目数		充軍	附近充軍	邊衛充軍	邊遠充軍	極邊充軍	煙瘴充軍及び 極邊煙瘴充軍	計
六	充軍	四	三六	九八	四八	七	三五	二二八
五〇	附近充軍	道光六年「大清律例」〔總類〕						
一一四	近邊充軍							
一〇〇	邊遠充軍							
六五	極邊充軍							
一一二	煙瘴充軍及び 極邊煙瘴充軍							
四五七	計							

充軍の「流刑化」は明代充軍の立法意圖が失われたということに他ならない。清代の充軍には、罪人を軍戸として充員する使役の目的はもちろん、死刑より一等下位の重刑としての機能もなくなっていた。もはや充軍は贖罪も可能であり、たとえ充軍に處されても差役を強いられることもなく、家族全員と他郷に移住しなければならない刑罰でもなくなった。このような充軍の「流刑化」は、充軍が流刑と區分される重刑として当該犯罪を豫防する目的をも喪失していたことを意味する。

第二章 内地軍流犯の過剰問題

第一節 軍流犯の過剰と管理の困難

本節では内地に送られた軍流犯が州縣現地地いかに管理されていたのかを論ずる。明代には流刑が實刑として執行されなかつたため、流犯の管理も清代の地方官が直面した空前の課題であった。雍正九年（一七三二）、西安按察使楊秘の上奏は當時地方における流犯管理の困難を窺わせる。

ひそかに思うに、流罪の元來の趣旨は、罪が死刑に近いが、死刑に處するには忍びないので、遠くに送り矜恤を示すところにあります。我が皇上は憐みの心をもって、常に法外の恩恵を施し、死罪を許し流罪に處することで多くの人生を生かしています。思うに、これら罪人たちの犯罪の状況は同じではありませんが、大體窮苦している者が多く、罪に問われて送られ故郷から離れると、家もなく困窮することになります。配所に到着して以後は、當該里甲が收管したという書類を提出し、飲食と部屋を提供しなければなりません。里民は彼らが逃れて問責されることを恐れ、争おうとせず、さらには市場で力にものを言わせて物を奪っています。里民は彼らが逃れて問責されることを恐れ、争おうとせず、ただ我慢して物を集めて與えています。それが長びいて習慣と化し、流犯たちは手に入るのが當然と考え、憚ることもなく、他のやり方で生計を立てようとしません。こうして、罪ある流犯は怠惰になり、無辜の民の被害は止まるところを知りません。⁽⁴⁵⁾

州縣に送られた流犯は里甲により管理されているものの、それが容易でなく、一般民衆が被害を受けていたことが確認できる。これは前述の「家財を使い盡くしてしまい、その辛苦は果てがない」衛所の旗丁の様子を聯想させる。しかし問題はこれだけではなかった。上記の如く、乾隆七年（一七四二）に全ての軍犯を州縣に送ることになったため、州縣が流犯に加えて軍犯の管理まで擔うことになった。その結果、軍犯と流犯を併稱する「軍流犯」という言葉がよく使われるようになる。これは充軍と流刑の違いがなくなり、州縣で共に管理するようになった十八世紀中葉の實情を反映している。

乾隆七年、兵部は州縣での軍犯管理規定を定めようとしたが、この時取り上げられたのが乾隆二年の福建巡撫盧焯の提案であった。⁽⁴⁶⁾ その要點は、生計が立てられる軍流犯は地保が管轄し、若くて力もあるが生計が立てられない軍犯には一年の猶豫期間を設け、その間は家族も含めた人数分の食糧を官から配給する、というものである。⁽⁴⁷⁾

この時点では九卿は、軍犯を養濟院に入れて食糧を支給するのは危険であり、衛所のない福建の状況は他の省には當てはまらないと反対した。⁽⁴⁸⁾ しかし、乾隆七年には全ての軍流犯が州縣に送られるようになっており、もはや反対する理由は

なかつた。結局、盧焯の案は軍犯を管理する定例になつた。⁽⁴⁹⁾

しかし養濟院からの一時的な援助で軍流犯管理の問題がすぐに解決できるわけではなかつた。翌年の山東巡撫喀爾吉善(Karjishan)の奏摺は軍流犯管理の困難について述べている。

彼らは異郷に移ってきたのでまったく頼るところがなく、苦勞ばかりです。また、各衛がすでに州縣に改併されたので軍が管理しません。軍犯が配所に至つても軍伍に入らず、乞食として生きるしかなく、その身心を安められないのです。故に、當該犯等は生計を謀る方法がなく、常に脱走し易い状況です。臣は地方官を厳しく戒め、注意して調べさせ、寒い時は衣服と糧食を量り與えましたが、罪人が多いので長く扶養できません。ましてや登州府に屬する州縣は遠い海邊に位置し、安置した軍流犯に不逞の匪徒が多いだけでもよくないので、このうえ遠くに食料を探しにゆかせれば、脱走者が増えますが、一城の人家は多くないので乞食をしても生活は困難です。さらに外省から隨時送られる軍流犯が年々増え、孤城や海邊に集まつて生業もなく、飢寒に迫られているので、隙に乗じて問題を起こす恐れもあります。⁽⁵⁰⁾

ここには、軍犯管理の困難がよくあらわれている。使役の目的を失つた軍犯は厄介な管理對象に過ぎなかつた。最も本質的な問題は、「外省から隨時送られる軍流犯が年々増える」一途を辿るしかない點であつた。配流犯の過剰收容は、原則的に無期刑である配流刑の根本的な缺點でもあつたのである。

そして、軍流犯は單に軍犯や流犯のみではなかつた。清代の死罪は、その相當數が實際には執行されず、充軍・流刑・發遣のいずれかに減刑された。⁽⁵¹⁾複雑な秋審の手續きは朝廷の寛大さを示すものだったが、減刑處置がなされれば、⁽⁵²⁾當然軍流犯が増加する。配流犯の數を調節しなければ、問題はより大きくなるはずであつた。

乾隆十一年、陝西巡撫陳宏謀は、軍流犯が奸邪な者と交わり善良な民が苦しんでいると報告し、竊盜を三回犯して順天府から榆林府と綏德州所屬の九州縣に充軍された罪人が現在百名餘であり、數年後には彼等のみで一千名餘に至るのである

うという懸念を表明した。⁽⁵³⁾ 數年後、福建巡撫に轉じていた彼は、屬下の地方官たちに民政を擔う官員としての自覺を促す文章を著す中で、地方官の課題の一つとして軍流犯の管理を擧げている。⁽⁵⁴⁾

陳宏謀が軍流犯の管理に言及したのは、それまでの経験に基づいた可能性が高い。彼は廣西臨桂生まれで雍正元年の進士として出仕し、陝西・福建の巡撫になる前には浙江都御史・雲南布政使・直隸天津道・甘肅巡撫を歴任した。⁽⁵⁵⁾ 乾隆初期には、他にも地方からの軍流犯管理に對する報告が多數確認される。乾隆六年に雲南總督慶復は、遣犯たちが苗民に狼藉したことを述べ、乾隆十年に浙江道監察御史の薛澂は、流犯のため無辜の平民が苦しんでいると報告した。⁽⁵⁷⁾ また乾隆十二年にも、貴州の軍犯と苗族の往來を問題視している記録が残っている。⁽⁵⁸⁾ 陳宏謀の下で按察使として働いた馬金門も軍流犯たちが法を無視していると上奏した。⁽⁵⁹⁾ 陳宏謀の問題意識は、當時各地方が共有するものだったのである。

配流刑の目的の一つは犯罪者を配流して當該社會の安定を圖ることであろう。もし犯罪者等が他の場所に移され、そこで再び罪を犯せば、問題の種を他の場所に植え替えることに他ならない。地方官として軍流犯が配所で問題を起こさないように注意を拂ったのは、配流刑という刑罰の目的を達成するための地方からの見えない努力でもあった。

第二節 道里表の構造的限界

内地軍流犯の過剰收容原因の一つは、道里表の構造的限界にもあった。道里表とは罪人の原籍地別に配所を定めたもので、もともと明代の『邦政紀略』⁽⁶⁰⁾の道里表が使われていたが、雍正三年（一七二五）に「兗軍地方」の律が制定されると、これが基準になった。しかし、律では配所を省までしか決めていなかった。そこで、同八年『軍衛道里表』が作られ、乾隆八年（一七四三）に欽定された。以後、衛所廢止によって『欽定五軍道里表』と名稱が變わったことを除けば、大きな變化無しに清末まで續いた。⁽⁶¹⁾

『大清律例』「徒流遷徙地方」の條例には、軍流犯の配流執行の手續きが定められている。

各省から軍流犯を送る場合、廣西土司所屬の地方は（罪人を）送つて安置できない。また、廣東の瓊州府・連州の所屬および四川・湖南の苗民のいる州縣は、巡撫衙門に送つた上で地方の情形に照らして融通して送り、苗民と一緒に居させない。その他は皆、軍流道里表内の送るべき省によるが、府州まで指定する必要はない。送られる省の督撫が罪名を量り、軍流道里表に照らして、州縣の大小・遠近、配所の軍流犯の多寡を酌量して均等に送る。送る側の省は豫め行き先の省の巡撫に告知する。受入側では先に配所を決め、入境後最初の驛站がある州縣に知らせ、罪人が着けば配所に送る。押送の兵牌には「某省に送り、入境後最初の驛站は某州縣である。決められた通りの配所に押送し、兵牌を返却し提出する」という文字を記入する。⁶²⁾

巡撫は——京師の場合は兵部——送り先の省を定めてその巡撫に咨文を送る。後者は道里表に書いてある府州のうち、安置に適切な府州を選ぶ。そして、送付側が受け入れ側の省内に入境した時の最初の驛站がある州縣に配所の位置を通知し、巡撫衙門を経由せず配所に罪人を送る。

道里表がどのように使われたのかを、江蘇省太倉州の軍犯が送られる場合に即して見てみよう。嘉慶『欽定五軍道里表』巻二の中の當該州の項目を見ると、「附近」「近邊」「邊遠」「極邊」のそれぞれについて、距離に應じた東西南北の州縣名（複數）が記される。「煙瘴」はその対象地である廣東・廣西・雲南・貴州四省が西南に位置しているので、方角別には述べられていない）。複數の場所が指定されているのは、この中に罪人と關わりのある場所が入っている可能性を想定したのである。⁶⁴⁾

太倉州の場合、「附近」の東の項目には「海に塞がれ二千里に足りない」とあり、南は福建（一か所）、西は河南（五か所）、北は山東（五か所）となっている。これが「近邊」となると、南も距離不足となる。北へ二千五百里行くと直隸だが、ここは軍流犯の配置が禁止されているので、西（陝西省）しか残らない。「極邊」であれば、「西」は甘肅省になる。

軍流犯の配置を各省の任意で決めるのではなく「道里表」によつたことは、王雲紅が指摘するように合理的と評價できる

かも知れない。しかし、これは處罰の均等性に止まることで、司法一線の立場では柔軟な對應を阻得する側面もあった。乾隆十八年（一七五三）の四川按察使周琬の上奏をみると、一部地域への罪人の集中が問題になっていることが分かる。

寧遠府の會理州・茂州及び松潘衛・打箭爐等處は苗疆にあります。廣西の梧州、貴州の石阡・銅仁・都勻・平越・遵義等府の流犯は皆寧遠の一府に送られます。そして廣東の肇慶、湖南の永順、雲南の澂江等府の流犯は皆茂州の一州に送られます。煙瘴に發すべき軍犯に關しては、四川全體に煙瘴がないため、舊例通り至て極邊の松潘衛・會理州・保縣・打箭爐を煙瘴に見なしています。各省から到着した軍犯で極邊及び煙瘴に充軍すべき者は、至てこの四か所だけに送られるので、年々増え積もつて、軍流犯が益々多くなつています。⁽⁶⁵⁾

これは四川だけの問題ではなかった。乾隆五十二年、福建の九府二州に安置した軍流遣犯一八二三名のうち、福州府一府に四七五名が集中する一方で、ある州縣には少ないという不均衡もあった。そこで、署按察使戚蓼生は配流時の各州縣の状況により、罪人を均等に送った上で、州縣内では管理し易い市街や人家の多い場所に住ませることを主張した。⁽⁶⁶⁾ 道里表指定の配所以外には罪人を安置できないため、州縣の中で管理し易い場所へ送つて問題を解決しようとしたのである。

一部州縣への軍流犯の收容が偏重した原因の一つは、道里表の構造的限界にもあると言えよう。前述した直隸の他にも、東北・新疆及び西南の苗疆などの免遣地域が存在し、⁽⁶⁷⁾ また原籍地の立地によつて、東西南北のうち一二の方向しか罪人を送れないことがしばしばあった。そして、複数の配所を用意しても、受入側の省からすれば選擇の餘地がない場合もあった。前掲の太倉州のケースを再び取り上げると、「附近充軍」の場合、西・南・北にそれぞれ配所が定められているが、そのうちの省へ罪人を送るか、江蘇巡撫の權限に屬し、福建省へ送るように決めれば、福建では候補地がただ古田縣の一縣であつたため、福建巡撫は古田縣に送るしかなくなる。當縣の軍流犯が過剩收容されていても、他にどうしようもなかった。

このような問題は、四川と福建に限らなかつた可能性が高い。道里表は、地方の實狀を反映して配所が更新されると

はいえ、變化する地方の状況に合わせてすぐに改訂することは不可能である。⁽⁶⁸⁾ 地方側では規則の範圍内で軍流犯の管理を改善しなければならなかったのである。

第三節 赦免を通じての過剰解消の努力

以上に見てきたように、全ての軍流犯を州縣が擔當するようになってから、管理・過剰收容の問題が深刻化していた。こうした問題を解決するために、清朝が施した最も興味深い措置は、配流犯を赦免して地方の軍流犯の数をコントロールしようとしたことである。このような方法は、漢代で肉刑の廢止以後、刑罰執行の負擔解消のために赦免をしばしば實施したことに似ている。⁽⁶⁹⁾

赦免の意義の一つは、宇宙秩序の支配者としての皇帝の權威を再確認することにある。前近代中國の刑法における罪目や刑罰の構成は、皇帝の命令の集積であり、皇帝は最終判決者としての權限を保持した。皇帝はある行爲を罪として規定できる一方で、ある罪人の犯罪行爲に對する罰(罪)を取り消すこともできた。前近代の中國刑法の觀念上では、罪人を赦免する權利は皇帝が獨占するものであった。皇帝の記念日や氣象異變、瑞祥などに應じて下された赦免は、宇宙秩序の主宰者としての皇帝の權威を象徴している。

しかしながら、頻繁な赦免は法の嚴正性を崩す。法家の古典にも刑罰をそのまま實行することを強調しており、唐太宗が不赦を闡明した上諭も確認できる。⁽⁷¹⁾ そして、明清時期に至って赦免の頻度が大幅に減少したことを考えると、軍流犯のみを対象とする赦免が見られるのは、例外的な事象であると言える。これは、清朝が内地軍流犯の過剰收容の深刻性を認知して、その解決を圖っていたことを示唆する。

もともと赦免は軍流犯に限ってとりわけ嚴格なところがあった。赦免が發表された時、秋審を反復した長期未決囚が赦免されることは頻繁だったが、軍流犯の場合、配所到着後は赦免の対象にはならなかった。⁽⁷²⁾ また、到着後は赦免にならな

いことを知る軍流犯が配所に向かうのを遅らせるのを防ぐため、定められた期日を越えれば赦免の対象外としていた。⁷⁴⁾
 このような状況を考慮すると、乾隆十年（一七四五）の湖北巡撫晏斯盛の提案はかなり破格のものである。

罪人の分發について、養濟院に入れるべき者で原配の各州縣に歸させる場合以外の一切の少壯の軍犯は、…（中略）…省全體にかけて府・廳・州・縣の佐雜の各衙門に一・二人ずつ均しく分發し、水草夫役に充て毎日口糧銀二分を支給するようにしてはいかがでしょうか。軍戸に入れる舊制ではないにしても、差役の趣旨は失われません。そして、五年・十年と靜かに改過して生まれ變われば、原籍への歸還を題奏し、（また罪を犯し）再び配流する場合は、加等して處罰するようにすれば、各地の軍犯は常に一・二人に止まり、地方を騒がすようなことにならず、罪人たちも身を保全し、改過して善良になるでしょう。⁷⁵⁾

提案の要旨は二つある。まず、軍犯を清初と同様に差役することである。もう一つは、一定期限後罪人が改過すれば、原籍に歸還させることである。

乾隆帝は晏斯盛の提案に修正を加え、乾隆十一年・四十三年に配所の軍流犯を赦免したが、二回とも配所に十年以上いて「安分守法」している者を対象にしていた。⁷⁶⁾ そのうち、四十三年の上諭では「乾隆十一年に調査して處理した後長年が経過し、各省から配所に送られた罪人が漸増している」と述べていて、赦免の本當の意圖が窺える。すなわち、二回にわたる軍流犯の赦免は、過剰收容を解消するという實務的な目的のためであった。⁷⁷⁾

乾隆五十五年は乾隆帝の八十歳に當っていた。乾隆帝は臣下及び長壽の老人への賞與を含め、上記の條件を満たす軍流犯の赦免を命じた。⁷⁸⁾ 八十歳の祝賀に際して特別な措置を講じた點は、當時朝廷が内地の軍流犯問題を相當程度に意識していたことを示す。

このような軍流犯の赦免はその後の大赦にも一つの定例として含まれるようになった。嘉慶元年（一七九六）、即位祝賀の大赦の際には「三年以上配所で安分守法した軍流犯」を釋放し回籍を命じた。⁷⁹⁾ その後、道光帝・咸豐帝の即位時ほもち

ろん、宣統帝の即位大赦の際にも同様な文句が記されていた⁸⁰。かつて赦免の例外であった配所の軍流犯が赦免の事例の中に含まれるようになったことにも意義があるが、條件が三年に短縮されていることから、内地軍流犯の過剰收容抑止という目的が強かったことが分かる。

軍流犯を一定期間後に赦免することは、彼らの過剰收容を解決するために清朝が施した一策であった。これは過剰收容が本格化した乾隆年間に始まり、嘉慶元年に三年以上配所で安分守法した軍流犯を赦免した後、事實上清朝の定例になった。清朝は充軍と流刑を實刑として維持するため、その懲罰要素——遠方に送ることと無期刑であること、そして中國傳統の配流刑から見ると使役すること——のうち、無期刑と使役という懲罰要素を一部放棄するほかなかったのである。

おわりに

清代には流刑が實刑として執行され、充軍も「流刑化」されたうえに、軍犯と流犯を共に州縣が管理するようになった。そのため内地軍流犯の管理問題が浮上し、特にその過剰收容が問題となった。清代全般にわたって、軍流犯の適切な管理に朝廷や地方は多様な努力を拂ったものの、問題の本質は解決できなかった。これは、流刑を實刑とすることを避けて充軍を重視した明代とは違って、清朝が唐律當時の五刑制度をそのまま貫徹したうえ、充軍をも明代のまま受け入れたためであろう。

明代に定立された充軍が清代の實狀にそぐわなかったにもかかわらず法制上では維持された結果、明代充軍の目的——軍役として使役すること、死刑より一等下位の重刑として犯罪豫防に資すること——は遂げられなくなった。しかし、清朝は充軍の改革に消極的であり、制度を維持するため最小限の修正を施した。沈家本は配流刑、特に充軍に對處する清朝の姿勢を次のように批判した。

充軍の法が明代と異なるのがかくのごとくであり、既に立法の初意を失った。その行き詰ることも又かくのごとくで

あり、法を用いる原則と乖離してしまつた。初意を失つたのを「無法」と謂い、原則との乖離を「非法」と謂う。「無法」と「非法」を二百数十年踏襲しながら、法として奉じ、變通や是正を考えられなかつたことは理解し難い。⁽⁸¹⁾

清朝はなぜ「無法」であり「非法」であつた充軍を改革しなかつたのであろうか。これは充軍が獨立の刑罰ではなく、配流刑全體と結合していたからであらう。充軍はより遠い場所に罪人を送るもう一つの流刑に變じ、流刑・發遣とともに死刑より一等待下の重刑として法制の中に根強く位置附けられていた。すなわち、充軍がもたらした矛盾を解消するには、配流刑全般を改革せねばならなかつた。結局、清代配流刑の本質的な難題——懲罰要素の弱さ、無期刑という特性、持續的な管理の必要——は、一九一一年に新しい刑法が制定された時、配流刑の廢止という形でようやく解消できたのである。

このような限界を持つ配流刑は、清朝が相續した中國歴史の經驗と矛盾の一つであらう。清朝は整備された刑法や行政制度、地方組織などと同時に、從來からの難題も譲り受けた。「十惡」のような道德律にまで刑法が浸透する古代の法治觀念⁽⁸²⁾と、人口の増加や社會の變化に適應できない停滯した地方統治の仕組みの上で、清朝が選擇できる道とは、最小限の修正を行うことしかなかつたかも知れない。

一般的に、清代の刑制は明代のそれを受け継ぎ、それを完成したと言われる。これに對して、清朝独自の旗人對象の條例や異民族法案の存在をとりあげて反駁する向きもある。しかし十八世紀の軍流犯過剩問題に取り組む清朝の姿勢は、むしろ中國の傳統刑法の守護者に酷似している。清朝の司法政策において、その前提になつたのは、明代の刑制、そして中國傳統刑制の維持であつたのである。

註

- (1) 滋賀秀三『中國法制史論集』創文社、二〇〇三年、三一四～三一九頁。
- (2) 尤韶華は明代と清代の充軍を対照し、両方の性質が完全に異なるとして、清代には充軍された罪人を軍役として使わなかったことを強調する(『明清充軍同異考』楊一凡總主編・蘇亦工本卷主編『中國法制史考證』甲編第七卷、中國社會科學出版社、二〇〇三年)。張鐵綱は官員・旗人・少數民族・民人・奴婢などの異なる犯罪主體によって配流刑が適用される様相を分析した(清代流放制度初探『歷史檔案』一九八九年三期)。王雲紅は、中國の傳統刑法體系の上で清代の配流刑を考察し、道里表に基づいた清代の配所選定を合理的と高く評價した。特に、時間や場所、罪人の性格などを考慮して配流刑を執行する發遣を「封建法體系の發展の最高峰にある配流刑」として述べた(『論清代軍流』『道里表』、『歷史檔案』二〇一二年二期、『清代發遣刑論略』『蘭臺世界』二〇一一年二期)。その他にも、法制史の概説に清代の配流刑に言及したものとして Derek Bodde and Clarence Morris, *Law in Imperial China* (Harvard University Press, 1967)・滋賀前掲注(一)書があげられる。
- (3) Joanna Waley-Cohen は清代半ばの配流刑を分析し、新疆への發遣を清朝が意圖した邊境開發政策の一環として捉えた。(Joanna Waley-Cohen, *Exile in Mid-Qing China* Yale University Press, 1991)。川久保悌郎は、清代の配所が邊境地帯の擴大や新しい地域を經營する必要に應じて變化したとする(清代に於ける邊疆への罪徒配流について・清朝の流刑政策と邊疆 その一)『弘前大學人文社會』一五、一九五八年)、『清代滿州の邊疆社會・清朝の流刑政策と邊疆 その二』同、二七、一九六二年)。Peter C. Perdue の見解もこれに似て、清朝が新疆の屯田を通じて帝國の安定的な支配を圖り、發遣に處された罪人たちが邊境に移住させる最適の對象であったとする(『The Agrarian Basis of Qing Expansion into Central Asia』(劉翠溶・石守謙共主編『經濟史・都市文化與物質文化』中央研究院歷史言語研究所、二〇〇二年)、*China Marches West: The Qing Conquest of Central Eurasia* (Belknap Press of Harvard University Press, 2005)。楊合義と任樹民は、邊境に送られた罪人たちが邊境社會に及ぼした影響について研究した(楊合義『清代東三省開發の先驅者・流人』『東洋史研究』第三二卷第三號、一九七三年、任樹民『清代西部另類移民——軍犯』『青海師專學報』二〇〇六年六期)。王希隆は漢唐以來歷代王朝が試みてきた西北の屯田が、清代に至り最も成功したのは、兵士・徙民・遣犯(發遣に處され送られた罪人)・回民などの動員を通じ、勞働力が確保されたからだとする(『清代西北屯田研究』蘭州大學出版社、一九九〇年)。

- (4) 拙稿「18세기 清朝의 軍流犯 관리와 新疆으로의 發遣」(十八世紀清朝の軍流犯管理と新疆への發遣)『明清史研究』第四十五卷、二〇一六年。
- (5) 清代の充軍には「附近充軍」「近邊充軍」「邊遠充軍」「極邊充軍」「煙瘴充軍」の五等級があり、それぞれ原籍地から二千里・二千五百里・三千里・四千里距離の地域、及び煙瘴地區に送られた。
- (6) 沈家本は、王明德「讀律佩觿」の充軍明代開始説に反駁し、充軍の起源を遡って敘述した(『充軍考』充軍考上)。
- (7) 于志嘉は、軍人の缺員補充と、逃軍の捕獲が明初における兵部の二大作業とする(『明代軍戶世襲制度』臺灣學生書局、一九八七年、五〇頁)。
- (8) 洪武三十年の充軍關係條目二八箇條は、名例律「文武官犯私罪」「軍官軍人犯罪免徒流」「殺害軍人」「在京犯罪軍民」、吏律「選用軍職」「官員襲蔭」、戶律「人戶以籍爲定」「私勅庵院及私度僧道」「隱蔽差役」、兵律「宮殿門擅入」「從駕稽違」「關防內使出入」「門禁鎖鑰」「擅調官軍」「軍人替役」「主將不固守」「縱軍擄掠」「不操練軍士」「私賣戰馬」「私賣軍器」「縱放軍人歇役」「公侯私役軍官」「從征守禦官軍逃」「詐冒給路引」「遞送逃軍妻女出城」、刑律「誣告充軍及遷徙」「私收公侯財物」「稽留囚徒」であり、その内「私勅庵院及私度僧道」「隱蔽差役」の律のみが、犯罪内容が軍人と關わらない。
- (9) 吳艷紅は、洪武當時の充軍が軍人にとっては軽く、一般人には重い刑罰であったとする(『明代流刑考』『歷史研
- (10) 條例の内容を分析してみても、軍人と關わらない行爲を處罰する場合が多數確認できる。たとえば、「王府人役、假借威勢、侵占民田、攘奪財物、致傷人命、除眞犯死罪外、徒以上、充軍邊衛」「文職官吏・監生・知印・承差、受財枉法、至絞罪者、充軍附近衛」「卑幼毆期親尊長、執有刃刃趕殺、情狀兇惡者、雖未成傷、發邊衛」「威逼人致死、一家三命以上者、永遠充軍」などである。
- (11) 弘治「問刑條例」(楊一凡・曲英傑本冊主編、『中國珍稀法律典籍集成』乙編第二冊、科學出版社、一九九四年)「凡軍民諸色人役・及舍餘審有力者、與文武官吏・監生・生員・冠帶官・知印・承差・陰陽生・醫生・老人・舍人、不分笞杖徒流・雜犯死罪、俱令運炭・運灰・運磚・納米・納料等項贖罪。若官吏人等、例該革去職役・與軍民人等審無力者、笞杖罪、酌決；徒流・雜犯死罪、各做工・擺站・哨瞭。情重者、煎鹽・炒鐵。死罪、五年；流罪、四年；徒罪、照徒年限。其在京軍丁人等無差占者、與例難的決之人、笞杖亦令做工」。
- (12) 滋賀前掲註(一)書、二三四頁。
- (13) 乾隆五年『大清律例』には四三六條の律と一〇四三條の條例が存在する。しかし、一つの律や條例には複数の状況や量刑が含まれているため、刑罰別に關聯規定を羅列した(總類)の項目數は、律と條例の條數を上回る。
- (14) 口外爲民とは、罪人を口外地域に送り、その民籍に編入する刑罰で、明代天順年間に始まる。明代の場合、北直

隸のうち長城外の隆慶と保安の二州を配所とした。これらの地域は、生活環境が厳しかったので重刑を受けた罪人の配所としての意味があった。煙瘴爲民とは、罪人を熱帯の風土病（煙瘴）がある地區に送り、その民籍に編入する刑罰である。一般に兩廣と雲貴の四省の一部地域が刑法上の煙瘴地區に指定された。

- (15) 清代の軍犯は衛所の代わりに州縣に送られ、その籍に編入されたが、沈家本はそれを充軍の本質からの乖離とし、「清代の軍犯は歸屬すべきところ——彼の理想では衛所（筆者）——がなくなつた」という表現で清代の充軍執行の實狀を批判したのである。

- (16) 『充軍考』充軍考下。
 (17) 乾隆五年『大清律例』卷四〈犯罪免發遣〉、『清史稿』卷一四三〈刑法二〉。
 (18) 林乾「清代旗、民法律關係的調整——以「犯罪免發遣」律爲核心」、『清史研究』二〇〇四年一期、四一〜四二頁。

- (19) 樞木野宣「清代綠旗兵制の研究」、『清代重要職官の研究』滿漢併用の全貌、風間書房、一九七五年、三五〇〜三五二頁。

- (20) 大谷敏夫「雍正期を中心とした清代綠營軍制に關する一考察・特に營制・財政問題を中心として」、『東洋史研究』第三四卷第三號、一九七五年、四〇六〜四二〇頁。

- (21) 清初の著名な幕友の沈之奇が三十年餘の幕友生活を通じて蓄積した法經驗と、既存の註律作業の成果が認められ、清代律學輯註の代表作として知られている（『大清律輯註』、

法律出版社、二〇〇〇年、懷效鋒・李俊「點校說明」）。

- (22) 『大清律輯註』卷一〈五刑〉「流之上即死罪矣。其充軍一法、乃是後起之例。以所犯情重、流不足以盡其罪、又不可即坐以死、故今充軍。流止遠地爲民、終身不返、軍則入衛當差、且有永遠・極邊・煙瘴地方者。多見於條例、而律內亦間有之、不在五刑之列也」。

- (23) 樞木野前掲註（19）書、三六九〜三七三頁。

- (24) 光緒「欽定大清會典事例」卷七二二〈軍流〉、雍正四年。

- (25) 『清高宗實錄』卷四七、乾隆二年七月丙午。

- (26) 『大清律例根原』卷三〈軍籍有犯〉「臣等謹按、本朝衛所、改隸州縣者甚多、應增註。又『附籍』下「僉差」二字、查係前代事例。今軍籍與民籍無別、並非另有差役、應刪」。

- (27) 常安「漕運總督常安爲請停運丁收養軍流事奏摺」（『乾隆朝管理軍流遣犯史料（上）』哈恩忠編選、『歷史檔案』二〇〇三年四期）、乾隆六年、「臣查、各省充軍人犯、每一解到

院・司、即發各衛查收、衛守備傳集各伍旗丁公圖。圖著某丁、即令收管。一具收管之後、爲之經營衣食、稍不當意、遂致逃亡、則主守之丁難辭疏縱之罪。初則勒限追拿、繼則解審問擬、傾家蕩業、受累無窮。臣莅任後、據江南・揚州等衛旗丁、紛紛控訴前來。…（中略）…至於現運旗丁、既已身當運差、豈可復責他事」。

- (28) 前掲註（4）拙稿、二五〇頁。

- (29) 光緒「欽定大清會典事例」卷七二二〈軍流〉、康熙十一年。

- (30) 安西總兵官の張嘉翰は、安西所屬の衛所の軍流犯を軍伍

- に充員することを提案したが、雍正帝は、彼らは重罪人なので管理し難いと拒否した（『清世宗實錄』卷一二四、雍正十年十月丙子）。
- (31) 『清高宗實錄』卷九二、乾隆四年五月辛亥、『同』卷二二二、乾隆九年三月甲子。
- (32) 光緒『欽定大清會典事例』卷七二一（軍流）、乾隆二十四年。
- (33) 眞犯死罪とも言う。實際に死刑を執行するのは重罪を犯した場合に限定され、雜犯死罪は實際に死刑が執行されず、下位の段階の刑罰へ減等、あるいは贖罪となった。眞犯死罪と雜犯死罪とは量刑の段階から既に區分されていたが、滋賀秀三によると、このような區分が確定されたのは明代の『諸司職掌』が最初である（滋賀前掲註（1）書、二三〇～二三二頁）。
- (34) 光緒『欽定大清會典事例』卷七二四（贖刑）、康熙十九年、「革職處分等官・及各項人犯、有願認修葺京都城樓・公署・及倉庫・牌樓贖罪者、除十惡等實犯死罪・奸細・光棍・誣告・叛逆・放火等罪不准認贖外、其餘斬・絞重罪、竝充軍・流・徒人犯、具呈工部。查覈情罪輕重與例相符具題、定限修理、完日免罪」。
- (35) 陶安あんどによると、明代の贖罪は、罪を贖することより贖する刑として一種の換刑であった（『中國刑罰史における明代贖法・唐律的『贖刑』概念との比較』『東洋史研究』第五七卷第四號、一九九九年、一二五～一二七頁）。
- (36) 乾隆五年『大清律例』卷四（五刑）『贖刑（五刑中俱有贖）第五七卷第四號、一九九九年、一二五～一二七頁）。
- (37) 捐贖が制度的に整備されたのは光緒『欽定大清會典事例』卷七二四（贖刑）によれば、雍正十二年である。詳しく手續きは、同じ（贖刑）の乾隆二十七年の記事から確認できる。
- (38) 乾隆五年『大清律例』卷五（充軍地方）。
- (39) 范弘賓「署理北城巡城御史范弘賓爲請除軍遣重犯兵部掛號事奏摺」（『乾隆朝管理軍流遣犯史料（上）』）、乾隆二十四年、「伏查、軍・遣重犯、刑部定擬之後、咨送兵部、兵部掛號之後、仍將軍犯帶回刑部寄監、俟起程之日、兵部提取發遣、此定例也。…（中略）：臣請敕下刑部、嗣後軍・遣重犯、刑部定擬之後、毋庸咨送兵部、只將應遣軍犯名姓、開單知照兵部、兵部亦毋庸點名掛號、徒滋弊竇、只按刑部原單名目登記鈐印號簿、以備查核」。
- (40) 道光『大清律例』卷四（應議者犯罪）條例（前略）：「如有二次犯流、或一次犯徒、一次犯軍、或三次犯徒者、均擬實發盛京。如二次犯徒、一次犯流、或一次犯流、一次犯軍者、均擬實發吉林。如二次犯軍、或三次犯流、或犯至遣戍之罪者、均擬實發黑龍江」。
- (41) 乾隆五年『大清律例』卷五（犯罪免發遣）。
- (42) 『充軍考』充軍考下、「至其窒礙難通者、約有數端。明不以軍爲流罪之加等、隨事編發、故不計道里之遠近。今既以

軍爲流之加等、而流三千里者加爲附近、轉近千里、是名爲加重、實則從輕矣。

- (43) 薛允升『讀例存疑』卷六〈充軍地方〉「若以爲滿流之上罪無可加、不得不示以等差、似應專留極邊足四千里安置一層、其餘附近・近邊、及邊遠・極邊、均行刪去」。

- (44) 『皇朝文獻通考』卷二〇五〈徒流〉、乾隆三十三年、「流犯脫逃、照軍犯脫逃之例、遞行改發。至流三千里者、發附近充軍、免死減等流犯、改發邊衛充軍。至是、廣西按察使圖桑阿奏言、附近充軍計程止二千里、邊衛充軍止二千五百里。以流三千里之犯、因逃加等充軍、乃按道里較近、未免欲重反輕。尋經部議、凡此等脫逃流犯、改發附近及邊衛充軍者、俱就其現配地方、計程發配。若現配地方應配之所、即係原籍相近之處、而又地處邊境再無別處可以改發者、仍從其原籍改發。儻原籍改發之所、又較原配相近、則視其拿獲地方改發、均各照例枷責」。

- (45) 楊祕「爲敬陳一得之患仰祈睿監事」(『宮中檔雍正朝奏摺』(國立故宮博物院、一九七八年)、雍正九年、「竊照問流人犯、原係罪隣於死、不忍刑殺、流之遠方、以昭矜恤。我皇上痾瘼爲懷、每施法外之恩、免死問流案件、全活甚衆。伏查此等罪人、雖犯案不同、大約窮苦者居多、一經問罪發遣、離鄉背井、廬舍俱無、襟肘萬狀。到配之後、該里甲出具收管、不得不給以飲食、援以房屋、而其中姦惡之輩、輒向里民橫行勒索、甚至於集鎮交易處所、恃強取討、里民恐其脫逃受責、不敢與爭、只得隱忍湊給、久之習慣成俗、流民竟視爲分所應得、毫無顧忌、更不別謀資生、是以有罪流

民養成遊惰、反令無辜赤子受累無窮」。

- (46) 『清高宗實錄』卷一七八、乾隆七年十一月丁巳。
(47) 前揭註(4) 拙稿、二五二頁。

- (48) 『清高宗實錄』卷四七、乾隆二年七月丙午、「又據福建巡撫盧焯條陳、各省安插軍流人犯、多貧窮無賴之徒、不論老少、俱撥入養濟院、給與口糧、等語。…(中略)…今若概行撥院養給、伊輩遊手聚處、必致更生事端、甚屬非宜。現查閩省各州縣、有驛遞之處、自有一切應用人夫、應派此等少壯軍犯充、給應得工食。其無驛遞州縣、令充公用役夫、逐日給工價、地方官併易稽查。再閩省係沿海之區、安插六省軍流、衛所久經裁汰、因稍爲通變。其他省風俗懸殊、不可執一而論、應照現行定例辦理、毋庸更張」。

- (49) 道光『大清律例』卷八〈收養孤老〉條例。

- (50) 喀爾吉善「山東巡撫喀爾吉善爲請照成例均派軍流等犯事奏摺」(『乾隆朝管理軍流遣犯史料』(上)、乾隆八年、「伊等遷徙異鄉、一無依倚。舉目顛連、且各衛已裁改州縣、軍無專管。軍犯到配、無伍可入、惟恃求乞度日、實無以安其身心。故該犯等因謀生無路、每易脫逃。臣雖嚴飭地方官、加意體察、歲寒量給衣糧、而人犯既多、勢難長養。況如登屬州縣、地處邊海、安插軍流、多屬不逞匪徒、既不便、縱令遠出覓食、致滋免脫、而一城煙戶無多、求乞又難度活。兼以外省不時僉發軍流、歲有加增、群聚於孤城・海角、既無執業、又迫饑寒、不無乘釁生端之慮」。

- (51) 滋賀秀三によると、一度秋審で死刑の執行が猶豫(緩決)された事案は、以後の秋審でも猶豫が繰り返されるう

- ちに、發遣・充軍・流刑に減等するのが慣例であった(滋賀前掲註(1)書、二七～三三二頁)。
- (52) 清朝の皇帝らはよく「好生之徳」に言及した。雍正帝は、曾靜に「好殺」を批判された時、死刑に對する減刑を自らの寛大な政治の證據とした(『大義覺迷録』卷一)。また、乾隆帝は乾隆五十年七月、李克成などを「免死減等」し、天の「好生之徳」を奉じて法外の仁を施したと強調した(『清高宗實録』卷一三四、乾隆五十年七月辛酉)。
- (53) 陳宏謀「陝西巡撫陳宏謀爲酌改發軍流罪犯事奏摺」(『乾隆朝管理軍流遣犯史料(上)』)、乾隆十一年、「竊查軍流人犯、俱係素不安分之人、安置遠方良民之中、難以奸匪、日積月累。遣犯益多、實足貽累良民。陝省各屬從前發到軍流人犯、不免有分派里甲輪養之事、平時則爲匪肆竊、引誘良民、一有脫逃、則主守里民更爲受累、民間深以爲苦。…(中略)…而內中順天府三犯竊盜一項人犯、計自定例以後甫及一載、而輸・綏兩府州之犯、已及二百餘名之多。此後日益加增、數年之後二府州所屬九州縣、即順天府之三犯竊盜一項、必致有千餘人之多、況尚有別項軍流人犯乎」。
- (54) 陳宏謀「諮詢民情土俗論」(賀長齡編『皇朝經世文編』、世界書局、一九六四年、卷二〇)、乾隆十九年、「民生之休戚・風俗之美惡、固由積漸使然、非一朝一夕之故、而因俗立教、隨地制宜、去其太甚、防於未然、則皆官斯土者所有事也。…(中略)…曰田賦・曰地丁・曰糧米・曰田功…(中略)…曰命盜・曰詞訟・曰軍流・曰匪類・曰邪教、以上三十條、皆地方所必要之事、即地方官所必應辨理之事」。
- (55) 『清史稿』卷三〇七(陳宏謀列傳)。
- (56) 慶復「雲南總督慶復爲請嚴管遣犯及酌給口糧等事奏摺」(『乾隆朝管理軍流遣犯史料(上)』)、乾隆六年。
- (57) 薛澂「浙江道監察御史薛澂爲請除流犯到配按戶輪養之弊事奏摺」(『乾隆朝管理軍流遣犯史料(上)』)、乾隆十年。
- (58) 光緒「欽定大清會典事例」卷七二一(軍流)、乾隆十二年。
- (59) 馬金門「陝西按察使馬金門爲嚴定在配不法軍流遣犯處分事奏摺」(『乾隆朝管理軍流遣犯史料(上)』)、乾隆十一年。
- (60) 『邦政紀略』については、王雲紅「清代流放政策之變遷…以流放地的選擇爲例的考察」(『社會轉型與法律變革國際學術研討會文集』、二〇〇八年、三九三～三九四頁を參照)。
- (61) 王雲紅前掲註(2)、二〇一二年の論文、五九～六〇頁。
- (62) 道光「大清律例」卷五(徒流遷徙地方)條例「各省僉發軍流人犯、除廣西土司所屬地方、不得撥發安置、竝廣東瓊・連二屬及四川・湖南有苗民州縣、令解巡撫衙門、就地方情形通融派撥、不得與苗民聚處外、餘俱按照軍流道里表內應發省分、毋庸指定府州。悉聽該省督撫、按其所犯罪名、查照軍流道里表、酌量州縣大小遠近、在配軍流多寡、均勻撥發。起解省分、預行咨明應發省分督撫。先期定地、飭知入境首站州縣、隨到隨發。其解犯兵牌內、填明解赴某省、入境首站某州縣。遵照定地轉解配所、投收申繳字樣」。
- (63) 乾隆五年「大清律例」卷五(充軍地方)。
- (64) 道光「大清律例」卷五(徒流遷徙地方)條例では、罪人

自身が過去に滞在していた場所に送られる可能性がある場合、道里表に照らして他の場所に送ることを規定している（各省民人流寓在京・在外、犯該軍・流・徒罪並免死減等之犯、其有應追銀兩、訊明本犯、原籍有產可賠者、移查明確、將該犯解回原籍、追銀完交後、照應配地方發配。將所完銀兩、移交犯事地方、分別給主。如無應追銀兩、或贓項已經追完、及移查原籍並無產業者、徒犯、即在犯事地方、定地充徒、軍・流人犯、於犯事地方、按本犯原籍、應配地方、起解發配。若計原籍應配之地即係該犯流寓之所、令各該督撫按所犯應流・應充軍道里遠近、分別改發。仍迴避原籍相近之地）。

- (65) 周琬「四川按察使周琬爲酌按貴州例由總督衙門分撥軍流遣犯事奏摺」（乾隆朝管理軍流遣犯史料（上））、乾隆十八年、「如寧遠府會理州・茂州及松潘衛・打箭爐等處在苗疆、而廣西之梧州、貴州之石阡・銅仁・都勻・平越・遵義等府屬之流犯、俱應發寧遠一府。廣東之肇慶、湖南之永順、雲南之澂江等府屬流犯、俱應發茂州一州。至應發煙瘴之軍犯、因四川通省并無煙瘴、舊例相沿、俱以極邊之松潘衛・會理州・保縣・打箭爐爲煙瘴。各省解到軍犯、凡應發極邊及煙瘴地方者、俱止發此四處安插、年增歲積、人犯漸多」。
- (66) 『福建省例』（各屬安置軍流都圖章程、乾隆五十一年、「查得外省解閩軍流人犯、類皆生性強悍、不安本分之徒。倘安置失宜、勢必群聚滋事、或致疎脫頻聞。自應按照地方情形、均勻酌發、以免偏枯。兼使各犯易於謀生、而無逃亡之慮。茲奉憲臺檄司、查明各州縣現配軍流各犯數目、竝城

- 鄉市鎮都圖大小遠近、及今昔地方情形有無不同、飭令因時制宜、明立章程、酌量通變、造冊詳覆核奪、等因。遵經先後轉行遵照去後、茲據福州・興化・泉州・漳州・延平・建寧・邵武・汀州、福寧等府、永春・龍岩二州各屬縣陸續造冊詳覆前來。本署司查閩省內地九府二州、共安置軍流遣犯一千八百二十三名。內福州一府現配軍流已有四百七十五名、除閩縣僅止二十四名外、其餘各縣俱在三十名以上至五六十名不等、人犯衆多、應請暫行停發。此外如建寧府屬之松溪縣：（中略）：龍岩・永春二州並所屬各縣、現配人犯最少。嗣後如有陸續解閩軍流各犯、應請先儘最少之仙遊等州縣、按照縣分大小、飭發安置、俟在配犯數相等、再各均勻配發、庶各屬安置人犯、不致多寡懸殊：（中略）：竝請嗣後解閩軍流各犯、奉憲臺定地飭發配所有州縣、務須先儘附近城廂及人烟稠密之市鎮都圖處所、均勻飭發安置、責令該地保小管束、毋使滋事。仍按月朔望查點。如此立定章程、則各屬配犯適均、不致偏枯、而該犯等謀生較易、亦可無逃亡之慮矣。是否有當、理合核議詳覆、伏候憲臺察奪批示等由」。
- (67) 前掲註（4）拙稿、二六一—二六四頁。
- (68) 乾隆四十四年に『欽定五軍道里表』に題目が變つて以後は、嘉慶十四年に改訂された。
- (69) Brian E. McKnight, *The Quality of Mercy: Amnesties and Traditional Chinese Justice* (University Press of Hawaii, 1981), pp. 119-121.
- (70) 『韓非子』（愛臣）「明君之蓄其臣也、盡之以法、質之以備。故不赦死、不宥刑、赦死宥刑、是謂威淫」、「商君書」

〔賞刑〕「所謂壹刑者、刑無等級。自卿相將軍以至大夫庶人、有不從王命、犯國禁、亂上制者、罪死不赦。有功於前、有敗於後、不爲損刑。有善於前、有過於後、不爲虧法」。

- (71) 『貞觀政要』〔赦令〕「凡赦宥之恩、惟及不軌之輩。古語云、小人之幸、君子之不幸、一歲再赦、善人瘖啞。…〔中略〕…夫謀小仁者、大仁之賊、故我有天下已來、絕不赦。今四海安寧、禮義興行、非常之恩、彌不可數。將恐愚人常冀僥倖、惟欲犯法、不能改過」。

- (72) Brian E. McKnight 前掲註 (69) 書、九七—九八頁。

- (73) 乾隆元年に大赦が行われた。雲南按察使の徐嘉賓によると、當時の赦免措置は死罪のうち「常赦所不原」に該当する罪まで赦免するほど寛大であった。そこで彼は絞斬すべき死罪を犯した者さえ赦免するのに、軍流犯を赦免しないのは不憫だとして、配所に到着した者も赦免の対象に入れらることを奏請した。しかし、乾隆帝は「國家の制度をしはらば改めることができようか。按察使として何故恩恵を賣るような上奏をするのか」と徐嘉賓を叱責した〔徐嘉賓「雲南按察使徐嘉賓爲請酌釋軍流人犯事奏摺」〔乾隆朝管理軍流遣犯史料(上)〕〕。

- (74) 乾隆五年『大清律例』卷四〈流犯在道會赦〉「凡流犯在道會赦〔赦以奉旨之日爲期、必於程限內未至配所會赦者、方准赦回。若雖未至配所〕、計行程過限者、不得以赦放〔恐姦徒有意遷延。謂如流三千里、日行五十里、合該六十日程、未滿六十日會赦、不問已行遠近、竝從赦放。若從起程日至奉旨日、總計有違限者、不在赦限。若在道〕、有故

者、不用此律〔有故、謂如沿途患病或阻風被盜、有所在官司保勘文憑者。皆聽除去事故日數、不入程限、故云不用此律〕。若〔於途中〕會在逃、雖在程限內〔遇赦〕、亦不赦免。其逃者身死、所隨家口願還者、聽。遷徙安置人、准此〔軍罪亦同〕。(傍線は筆者による)。

- (75) 晏斯盛「湖北巡撫晏斯盛爲酌撥軍流人犯充役當差事奏摺」〔乾隆朝管理軍流遣犯史料(上)〕、乾隆十年、「請於分發之例、除應入養濟院者歸原配各州縣外、一切少壯軍犯…〔中略〕…於通省府・廳・州・縣佐雜各衙門、均勻分發各一、二名、使充水草夫役、日捐給口糧銀二分、雖非入伍之舊、亦不失當差之意。五年・十年果能安靜改過自新、即題明准其還籍、再配卽加等治罪。如此、則軍犯所在常不過一二人而止、不致擾壘地方、而若輩亦可保全、且易改爲良善矣」。

- (76) 『大清會典則例』卷一二三〈兵部〉、乾隆十一年、「諭。…〔中略〕…朕今歲特沛恩綸、將斬絞人犯、量加酌減。夫大辟人犯、情罪較重、尙已從寬、而軍流所犯罪輕、轉使之遠離故土、殊堪憫惻、其令直省督撫、各就所在地方、將從前軍流人犯內、已過十年安分守法、別無過犯者、分別咨部覈議、該部奏請省釋」、『清高宗實錄』卷一〇四八、乾隆四十三年正月癸亥、「又諭。前經降旨、直省軍流人犯內已過十年者、查明省釋回籍。今自乾隆十一年查辦之後、歷時已久、各省到配人犯、所積漸多、自應再沛恩施、用昭矜恤。近年以來、屢命將朝獻緩決至三次各犯、概豫減等、而此項軍流人犯、其從前情罪、本屬稍輕、轉未得仰邀曠典、亦殊可憫。著交各省督撫、查明各該地方、從前軍流人犯內、已過十年、

安分守法、別無過犯者、分別咨部、照十一年之例覈擬、奏請省釋」。

(77) 前掲註(4) 拙稿、二五七―二六一頁。

(78) 『清高宗實錄』卷一三四六、乾隆五十五年正月壬午、「以八旬萬壽、頒詔天下。…(中略)…所有應行事宜、開列於後。…(中略)…一、各省現犯軍流以下人犯、俱著減等發落。其在配軍流人犯、已過十年、安分守法、別無過犯者、著各省督撫、分別咨部、查照向例覈議、奏請省釋」。

(79) 『清高宗實錄』卷一四九四、嘉慶元年正月戊申、「(前略)…所有合行事宜。條列於左。…(中略)…一、各省軍流人犯、查明到配三年、實在安靜守法、及年逾七十者、釋放回籍」。

(80) 『清宣宗實錄』卷三三、嘉慶二十五年八月庚戌、「清文宗實錄』卷二、道光三十年正月己未、『清穆宗實錄』卷六、咸

豐十一年十月甲子、『清德宗實錄』卷三、光緒元年正月己未、『宣統政紀』卷二、光緒三十四年十一月辛卯。

(81) 『充軍考』充軍考下「夫充軍之法、其異於明者、如此、已大失立法之初意。而其窒礙也、又如此、更有乖用法之常經。失其初意、謂之無法、乖乎常經、謂之非法。無法非法、而二百數十年來沿襲焉、而奉以爲法、不思通其變而救其弊、此事之不可解者也」。

(82) 十惡のうち不孝や不睦などは、倫理綱領の違反に近い行爲であるものの、唐代以後、律から外すことなく刑法のかたちで位置していた。

THE TRANSITION OF MILITARY EXILE INTO COMMON EXILE AND THE EXCESSIVE NUMBER OF MILITARY EXILES IN CHINA PROPER IN THE QING ERA

KIM Hanbark

This paper analyzes the background of the excessive number of military exiles in China proper in the 18th century and the countermeasures employed by the Qing dynasty to address the problem. The Qing dynasty provided for three kinds of exile, that is, common exile (流刑 *liuxing*), military exile (充軍 *chongjun*), and deportation (發遣 *faqian*), the harshest punishment, second only to the death penalty. The former two types sent exiles to prefectures (州 *zhou*) and counties (縣 *xian*) in China proper. This differed from the system during the Ming era, when soldiers found guilty of crimes were sent to military units (衛所 *weisuo*) as military exiles, in place of punishment.

However, military exile was drastically transformed from the Ming ideal, becoming a punishment not unlike common exile. Evidence of changes in military exile can be seen, for example, in alteration in the place of exile, elimination of forced labor, permission for an accompanying spouse as determined by law, and the possibility of monetary compensation. As a result of this transition, military exile, originally established as a stronger punishment, was no longer more severe than common exile. This brought about some problems in the hierarchy of criminal law.

Meanwhile, these changes in military exile caused an administrative problem. Exiles sent to prefectures and counties had to support themselves, but it was hard to make a living thousands of *li* 里 away from their hometowns. Because they were criminals who had already committed serious crimes, governors of the Qing considered them risky elements. In addition, the number of exiles being sent to prefectures and counties grew larger and larger. *Daolibiao* 道里表, a scheme designed to allow exiles to be sent more efficiently made the situation worse because it was more concerned with fairness than flexibility. Under this circumstance, the Qing government granted pardons to those who lived more than five years in their place of exile in an attempt to reduce the number of exiles.

The standpoint of the criminal law that caused the excessive number of exiles in the 18th century and that was discovered in the process of responding to the problem showed the inertia inherited from traditional China, and the Qing was truly in the position of protecting this.